

東京都農業会議情報

第310号
平成21年5月

編集及び発行
東京都農業会議
渋谷区代々木2-10-12
TEL (03) 3370-7145

平成21年度の事業計画など協議

常任会議員に小暮和幸会議員（多摩市）を選任

東京都農業会議賛助員協議会・互選会

都農業会議は、5月8日に区市町村主管課長、農業委員会長76人の出席を得て、賛助員協議会を開きました。

協議では、平成21年度農業会議の事業推進計画および農委会との具体的な提携活動について説明をし、区市町村・農業委員会と連携をはかりながら進めることとしました。当面する農政課題については、①「農地法等の一部改正」の動向および主な改正ポイント



ト、②国の「農政改革の検討方向」の状況について説明をし、今後情報提供を行うとともに、組織をあげて対応をはかることとしました。

また、平成20年度に実施した「東京都農作物生産状況調査」などの調査結果の概要を

建議の実現に向け東京都へ要請

協力を含め説明がされました。

東京都農業会議はこのたび、正副会長ほか会議員などが都庁を訪れ、東京都に対する建議を行いました。

波多野会長が、都の産形農

全国農業新聞の購読普及を！

全国農業新聞は、農業委員会系統の情報紙として、創刊以来、週刊紙の利点をいかし、農政の動きをはじめ農地政策の動向や農業税制の解説、地域の話題などの確で身近な情報を提供してまいりました。

様々な情報があふれる昨今、必要な情報を正確に収集し提供していくことは、地域農業者の代表である農

業委員の重要な活動のひとつであり、農業委員会の大きな役割となっています。本年度も、8、10月の3ヶ月間を「全国農業新聞普及月間」として「農地管理・流動化推進月間」とあわせて設定し、農業委員一人あたり1部以上の購読普及に取り組みようをお願いいたします。

(月4回発行・年7200円)

賛助員協議会終了後には、農業委員会の改選に伴い、1名の欠員となっていた常任会議員の補充を行う第1号会議員による互選会を開き、小暮和幸会議員(南多摩農業委員会協議会副会長・多摩市農業委員会会長)が互選されました。

東京都農業会議



産形都部長(左)に建議書を
手渡す波多野会長(右)

林水産部長に第104回通常総会で決定した「平成22年度東京都農業施策に関する建議」を手渡し、建議の実現に向け要望しました。

また、都農林水産部の職員との意見交換会が行われ、都市農地の保全や学校給食への地元産農産物の供給など様々な課題について意見を交わしました。

あぜみち

農地政策の改革に関する法案が衆議院を通過し参議院に送られた▼民主党の改正要求を与党が受けたので国会成立はほぼ間違えない▼農地の貸借を促進し利用を円滑化することにより遊休農地の解消や食料自給率向上を果たそうとしている▼しかし、この法案成立によって地域農業の将来がバラ色であるとは言えない▼農業委員会の現場では農地の利用権者の顔が見にくくなる▼悪意の者には罰則の強化で対応すると言っても限度がある▼農業委員会の活動強化で違反行為等を早期発見をするしか現実的な対応は難しい▼今回の改正で基盤強化法の利用権設定から生産緑地がはずされた▼「市街化区域は都市計画法改正で」ということだろうが農水省が握っていた市街化区域内農地の綱の一端を握った手をはなした感が残る▼今後の農業委員会活動が重要である。

遊休農地の活用と再生に向け新規事業など実施

平成21年度東京都農業関連施策・予算

平成21年度の東京都の農業関連施策は、農業関係費44億5千万円を予算化し、昨年度に引き続き4つの柱による施策を展開するとしています。

また、本年度から新規事業として「農地利用推進事業」（遊休農地対策）が実施されることとなりました。

概要は左記のとおりです。
1. 発想豊かな後継者の育成・支援と新たな担い手・人材の確保

・農業後継者育成対策
フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーなど
・都市農業総合対策
都市農業総合対策（都市農業実態調査など）

2. 都民の農業への理解の促進と都市農地の積極的保全
・東京都農作物生産状況調査
・農地と担い手マッチング
・都民の暮らしが潤う東京農業の推進

・農業・農地を活かしたまちづくり事業（新規）
「都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業」を実施する区市が策定した「都市と農業

が共生するまちづくりモデルプラン」を具体化するための支援など（ハード事業）

〔事業例〕
地場産業連携・地域活性化施設（農作物加工所など）
レクレーション・教育推進施設（農業体験農園など）
安全・安心まちづくり推進施設（防災関連）など

・苗木の生産供給
・都市緑化の推進
・農地利用推進事業（新規）
規模拡大を志向する認定農業者などへ農地を集積し、遊休農地を再生・利用する取り組みを支援する。

〔実施主体〕
認定農業者など
〔事業内容〕
遊休農地を認定農業者などが利用するにあたり、農地整備に必要な経費を補助する。（補助率1/2以内・10aあたり25万円を限度）

〔対象農地〕
次の要件を満たすこと
①耕作放棄地解消計画を策定している市町村
②農業経営基盤強化促進法に

基づき利用権を設定するなど
③1地区10a以上あること
④利用権設定後、5年以上耕作すること
〔予算額〕
700万円

3. 都市の優位性を発揮した新しい農業経営の育成
魅力ある都市農業育成対策事業
・畜産振興総合対策
・農林総合研究センター運営
・青梅畜産センター事業
トウキョウX・東京シヤモの維持など

・野菜供給確保対策事業
野菜価格差補てんなど
・農薬適正指導強化事業
・農作物獣害防止対策事業
加害獣進入防止対策、警戒システム整備、島しょ農作物獣害防止緊急対策など

・食育の推進
・環境と調和した農業の推進
・農業・農地のあるまちづくりの推進
農業体験農園整備など
4. 農業振興地域等の農業経営の育成
・経営構造対策
農業経営構造の改善と経営体の育成
・山村振興特別施策
・土地改良事業

常任会議員会議日より

第1回常任会議員会議

平成21年4月17日に開催し状況は次のとおり。

説明

都農業振興課武田課長が「平成21年度東京都農政施策の概要」について説明した。

議事

農地法4条・5条に基づく知事諮問は、4条1件271m²、5条4件2452m²について審議をし、許可相当と答申する旨決定した。

協議

①第49回企業的農業経営顕彰事業要綱と第28回農業後継者顕彰事業要綱を決定した。②「東京都農作物生産状況調査結果」の概要を報告し、平成21年度の実施について協議をし、進めることとした。

③平成21年度農業委員会組織・活動検討委員会計画を協議し、本年度も引き続き開催することとした。

平成21年5月18日に開催し状況は次のとおり。

第2回常任会議員会議

農地法4条・5条に基づく知事諮問は、4条2件897m²、5条7件4541・83m²について審議をし、許可相当と答申する旨決定した。

議事

「平成22年度税制改正要望に関する東京意見」について協議し、全国農業会議所に提出することとした。

協議

当面の農政問題は、①全国農業委員会長大会第1号議案、②農地法等一部改正の状況について説明をし、今後の対応など協議した。

現地研究

①開店前から行列のできる府中駅前の「府中特産品直売所」の施設概要と販売状況
②府中市の農業の概要と農業振興施策について、③押立町で、施設を有効利用し野菜類の周年直売に取り組む経営の直売などを組み合わせた経営を行う農家を現地研究し、意見交換などした。

東京都農作物生産状況調査結果概要

都内農作物の状況を農業委員会で調査

都農業会議は、農業委員会

をはじめ、区市町村、JAなどの協力を得て、平成20年度に「東京都農作物生産状況調査」（平成19年分）を実施しました。

これは、平成18年度までは、農林水産省が、毎年、農作物に関する区市町村ごとの作付面積・収穫量（生産量）などを調査し公表してきたものを平成19年度からは、都道府県単位、主要作物のみを調査して、野菜は3年ごと、果樹は5年ごとの調査とする方針を打ち出したことから、都農業会議の建議などを受け、東京都が予算化し、都農業会議が委託を受け実施したものです。本調査により、農業振興に不可欠な基礎データをはじめ、気象災害時の対策、流通支援や補助事業の根拠、また今後の農業政策の構築に必要なデータを把握することができるとなりました。

調査対象者

農業経営面積10アール以上の農家もしくは農家基本台帳記載の農家

調査対象時期

平成19年1月1日～12月31日の1年間

調査対象

- ①対象作物
野菜・花き・果樹・穀類・工芸作物・植木
- ②調査項目
作付のべ面積・収穫量（もしくは出荷量）

調査方法

都農業会議が農業委員会および実施町村を通じ、調査対象者に調査票を配布し、これを回収、集計し、調査結果を報告する（島しょ地域は都支庁が実施）

調査対象者

約15996人（島しょ地域を除く）

調査回収率

回収率は74.4%で、有効回答率は69.8%（島しょ地域を除く）

調査結果概要

次頁に掲載

都市農業経営における相続実態調査結果概要

相続の実態・シミュレーション・農地の減少など分析

東京都農業会議はこのたび、都からの委託により実施した「都市農業経営における相続実態調査」の結果をとりまとめました。

都市部において農地が減少する最も大きな契機のひとつが農家における相続の発生と考えられているため、その実態調査を行ったものです。

1. 都市農業経営における相続の実態事例調査

事例調査ではおおむね過去5年以内に相続が発生した多摩地区の耕種農家3戸を対象とし、詳細な聞き取り調査を行いました。

これら3戸の農家において、相続税が課税される財産の総額は約9億円から35億円まで幅があり、このうち農地価額が占める割合は約33%から46%でした。

各農家とも農地の相続税納税猶予制度を活用しており、最も猶予額が大きい農家で、相続税総額の約3割、およそ5億円の猶予を受けています。相続前と相続後で農地が減少する様子を見ると、ある農

家では相続前の約90%に減少、また別の農家では一次相続と二次相続を経た結果、約68%に減少しました。また残り1戸の農家は貸家建付地などを売却して相続税の納税に充てたため、農地はまったく減らませんでした。

2. 相続を起因とする農地の減少等実態調査

都内の8区市において、平成17年度から19年度に相続を事由として農業委員会が生産緑地法における「主たる従事者証明」を発行した農業経営を対象に、相続前と相続後の農地の所有状況について面積などの変化を調査しました。

調査結果からは、相続を契機として多くの農地が転用され、結果として農地面積が減少している様子が明らかになりました。

相続前に所有していたすべての農地を転用して廃業する農家も少なくありませんが、一方で、相続を経過しても生産緑地制度と相続税納税猶予制度を活用して農地を残している農家もあります。

結果データには、農地の所有状況の変化について、非常に多様なパターンが見られました。

なお、相続前の農地所有状況と、相続後の制度適用農地の構成、転用する農地面積の割合などの関係には、結局、地域ごとに多少の特徴は見られるものの、全体として明確な傾向を見いだすことはできませんでした。

3. 相続を起因とした今後想定される経営農地の変動シミュレーション

都内の8区市の農家モデルを作成し、現実の地価などを反映させて相続の対応別に相続税額の算出と農地の減少についてのシミュレーションを行いました。

都市農家の相続において大変重要な役割を果たす相続税納税猶予制度をどの程度活用するか、また財産分与のための農地転用・売却が行われるかどうかという点に着目して試算したものです。

シミュレーションの結果、相続税納税猶予制度を活用するかどうかで納税額が大きく変わる様子が明らかになりました。

東京都農作物生産状況調査結果 概要(未定稿)

H21.5

区分	作付面積 (ha)	農業産出額 (千万円)	農業産出額順位(野菜・花き・果樹の順位のみ掲載)				
			1位品目	2位品目	3位品目	4位品目	5位品目
目黒区	4.4	1.4	ぶどう	トマト	きゅうり	こまつな	なす
中野区	5.0	1.2	シクラメン(鉢もの)	カリフラワー	トマト	えだまめ	パンジー・ビオラ(苗)
大田区	1.9	1.8	鉢もの(花き)	こまつな	ほうれんそう	たまねぎ	かき
世田谷区	133.8	32.2	こまつな	ぶどう	鉢もの(花き)	トマト	えだまめ
杉並区	63.1	23.1	野菜苗	クリスマスローズ(鉢もの)	トマト	ブルーベリー	きゅうり
板橋区	20.5	10.9	鉢もの(花き)	シクラメン(鉢もの)	ぶどう	サイネリア(鉢もの)	だいこん
練馬区	236.2	64.2	キャベツ	ぶどう	ブロッコリー	こまつな	シクラメン(鉢もの)
足立区	114.6	67.6	こまつな	えだまめ	クレマチス(鉢もの)	きく(切り花)	ブロッコリー
葛飾区	81.4	31.6	こまつな	えだまめ	ねぎ	しんとり	ほうれんそう
江戸川区	193.9	132.0	こまつな	しんとり	ルッコラ	たかな	あさがお(鉢もの)
区部計	854.7	365.9	こまつな	キャベツ	えだまめ	ぶどう	しんとり
青梅市	412.3	113.3	きゅうり	ピーマン	だいこん	トマト	うめ
福生市	9.8	3.8	切り花	花壇用苗もの(花き)	トマト	ししとう	チンゲンサイ
あきる野市	318.2	108.0	とうもろこし	きゅうり	ブリムラ類(鉢もの)	いちご	トマト
羽村市	42.8	12.7	きく	きゅうり	パンジー・ビオラ(苗)	いちご	水稻
瑞穂町	169.2	76.2	野菜苗	トマト	ほうれんそう	きゅうり	ねぎ
日の出町	90.7	24.4	トマト	なす	野菜苗	きゅうり	ブルーベリー
奥多摩町	32.0	12.5	わさび	ばれいしょ	さといも	きゅうり	ねぎ
檜原村	38.6	3.5	ばれいしょ	シクラメン(鉢もの)	さといも	こんにゃく	きゅうり
西多摩計	1,113.7	354.5	とうもろこし	きゅうり	トマト	わさび	野菜苗
八王子市	798.3	274.8	こまつな	トマト	ほうれんそう	だいこん	きゅうり
町田市	532.0	163.1	トマト	ほうれんそう	くり	こまつな	なす
日野市	143.8	91.8	日本なし	ブルーベリー	ねぎ	さやえんどう	トマト
多摩市	39.4	6.5	トマト	きゅうり	ねぎ	なす	さといも
稲城市	122.4	100.4	日本なし	ぶどう	ブルーベリー	洋らん(切り花)	きゅうり
南多摩計	1,635.9	636.5	日本なし	トマト	こまつな	ほうれんそう	ぶどう
立川市	389.3	178.3	ブルーベリー	ほうれんそう	こまつな	ブロッコリー	さといも
武蔵野市	45.4	18.7	えだまめ	ぶどう	トマト	こまつな	ブロッコリー
三鷹市	235.7	83.9	トマト	ブロッコリー	えだまめ	こまつな	ぶどう
府中市	137.2	60.3	日本なし	こまつな	えだまめ	鉢もの(花き)	切り花
昭島市	67.3	22.7	日本なし	こまつな	パンジー・ビオラ(苗)	ブリムラ類(鉢もの)	ほうれんそう
調布市	160.4	65.2	トマト	ぶどう	こまつな	えだまめ	ほうれんそう
小金井市	84.0	42.5	こまつな	なす	トマト	ねぎ	いちご
小平市	206.5	98.4	日本なし	花壇用苗もの	えだまめ	トマト	ほうれんそう
東村山市	184.0	68.2	日本なし	トマト	パンジー・ビオラ(苗)	ほうれんそう	ぶどう
国分寺市	141.0	48.6	ブルーベリー	うど	ぶどう	えだまめ	さといも
国立市	40.4	17.0	日本なし	ほうれんそう	こまつな	ブロッコリー	トマト
西東京市	184.0	83.3	ルッコラ	ほうれんそう	こまつな	キャベツ	ブロッコリー
狛江市	45.4	14.9	えだまめ	ゆり(切り花)	トマト	ねぎ	こまつな
武蔵村山市	165.1	53.3	こまつな	ほうれんそう	日本なし	トマト	ねぎ
東大和市	68.7	18.0	日本なし	トマト	だいこん	さといも	ほうれんそう
清瀬市	220.3	94.0	ほうれんそう	クリスマスローズ	えだまめ	こまつな	ぶどう
東久留米市	178.2	63.2	えだまめ	ほうれんそう	かぶ	いちご	日本なし
北多摩計	2,552.8	1,030.3	ほうれんそう	日本なし	こまつな	えだまめ	トマト
多摩地域計	5,302.4	2,021.2	日本なし	こまつな	ほうれんそう	トマト	えだまめ
大島町	82.4	49.1	アパルディア(切り花)	ガーベラ(切り花)	フリージア(切り花)	あしたば	アスパラガス(切り葉)
利島村	151.3	7.9	油糧用ツバキ	あしたば	さくゆり(球根)	-	-
新島村	25.9	8.4	かんしょ	レザーファン(切り葉)	あしたば	トマト	さやえんどう
神津島村	19.1	12.8	レザーファン(切り葉)	あしたば	トマト	かんしょ	ばれいしょ
三宅村	69.6	13.1	あしたば	さといも	さやえんどう	ばれいしょ	すいか
御蔵島村	14.4	3.2	エビネラン(鉢もの)	あしたば	ばれいしょ	さといも	サカキ(切枝)
八丈町	338.8	224.5	フェニクス・ロベニー(切り葉)	あしたば	フェニクス・ロベニー(鉢もの)	フリージア(切り花)	レザーファン(切り葉)
青ヶ島村	15.4	3.7	かんしょ	フェニクス・ロベニー(切り葉)	さといも	ばれいしょ	きゅうり
小笠原村	141.6	8.3	パッションフルーツ	トマト	マンゴー	レモン	おくら
島しょ計	858.5	331.1	フェニクス・ロベニー(切り葉)	あしたば	レザーファン(切り葉)	フリージア(切り花)	フェニクス・ロベニー(鉢もの)
東京都計	7,015.7	2,718.2	こまつな	日本なし	ほうれんそう	フェニクス・ロベニー(切り葉)	トマト

農地法など関連法の改正案が衆議院本会議で可決！

改正案は自民・公明・民主3党の合意で修正

農地法等改正案が、5月8日の衆議院本会議で可決し、参議院に送付されました。

改正案は、自民・公明・民主3党の合意で修正され可決し、参議院で可決後、概ね6ヶ月以内に施行される見込みとなっております。主な内容は左記のとおりです。

農地法の目的（法一条）

この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のために限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割を踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供

④地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的に農業経営を行う。

(2) 継続要件

①毎年農業委員会へ農地利用状況の報告を義務づける。

②周辺農業に支障が出た場合は、農業委員会が是正のための勧告をし、従わない場合は許可を取り消す。

相続時の届出（法三条）

農地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得した者は遅滞なく農業委員会にその旨を届出なければならない。

農業者年金の加入推進を！

農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい積立方式（確定拠出型）で、支払う保険料は全額社会保険料控除となるなど節税効果が大い農業者のための公的年金です。

保険料は、月2万円〜6万7千円まで1千円単位で自由に決めることができ、60才未満まで加入することができます。

保険料を一度でも納めれば必ず終身受給できる（死亡した場合は80才までに受給しうる一時金を支給）

また、受給者の皆さんは、現況届を6月末日までに農業委員会へ提出するようにお願いいたします。

下限面積要件（法三条）

農林水産省令で定める基準に従い、これらの面積の範囲内での別段面積を農業委員会

で定め告示し決定することができる。（三条許可の要件）
農地の適正管理の責務・利用状況調査の実施・遊休農地に対する措置

農地について権利を有する

都内の認定農業者が1300経営体以上に！

平成20年度末までに、都内38区市町村で基本構想が策定されています。

そのうち、28区市町村において、約1320経営体が認定され、さらに、共同申請は、18区市町村で167経営体となっております。（平成21年4月末現在）

認定農業者の支援活動（フォローアップの実施）
足立区・日野市・稲城市・国分寺市では、経営改善計画書を点検しながら、検討を行っています。

区市町村独自支援策の創設

日の出町・町田市・日野市・国分寺市・西東京市・小平市では、認定農業者に限定した

者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬ。（法第二条関係）

農業委員会は毎年1回その区域にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。（法30条関係）
遊休農地に対する措置を実施する。（法31条〜44条関係）

事業を設けて、経営改善計画の実現を支援しています。
認定農業者の組織化
町田市・稲城市・西東京市・東久留米市・立川市では、連絡会などを設立して現地研究や意見交換、直売会などの活動を行い、農業委員会では、認定農業者との意見交換会を通じて関係機関へ要望などを実施しています。

「平成21年度東京アグリマネジメントスクール」の実施
都農業会議では、研修会や講演会、先進農家研究・消費者との交流会などを開くほか、農業委員会と共催で、複式簿記やパソコン講習会を行っています。

全国農業新聞の普及推進

東村山市農業委員会が2部門で全国1位!

平成21年度 全国情報会議

全国情報会議が4月8日に文京区の椿山荘で開かれ、全国農業新聞の普及など、情報活動に功績のあった農業委員会などが表彰されました。

都内では、青梅市・日野市・立川市・小金井市・東村山市・狛江市・清瀬市の7市が表彰対象となり、狛江市の小川昭治会長が東京都の総代として代表受賞しました。

特に今回、東村山市は肥沼和夫会長(農業会議副会長)が積極的な戸別訪問を行い、150部を増部。この結果、農家戸数対比普及率と前年平均部数対比増加部数の2部門で全国1位となり、その活動事例が発表されました。(後掲)



情報活動の部で代表受賞する狛江市の小川昭治農委会長(左)



増加部数全国1位などで事例発表する東村山市の肥沼和夫農委会長(都農業会議副会長)

また、立川市も昨年に続き、農家戸数対比普及率の部で全国2位となりました。

併せて行われた第15回「農業委員会だより」全国コンクールでは、日の出町の「ひので大地」が全国農業新聞賞を受賞しました。

◆肥沼和夫会長発表要旨

昨年4月中旬から、朝や夜は避け、雨の日を中心に戸別訪問を行いました。

農家を訪問するなり、「頼みます」では警戒します。世間話しや相談ことのあとに勧めると快諾してくれました。

意外とうまくいき、多い日は17部を獲得しました。強引はお願いしていませんが、断

られたのは7、8軒で最終的に149部の申し込みがとれました。戸別訪問により規模農家や直売所のお母さんたちが農政や食・税制問題に大きな関心を持つていることがわかりました。

今後とも戸別訪問を行いながら、農業委員が地域のまとめ役となり、地域農業を振興することが私たちに与えられた使命と考えます。

皆さん、これからも頑張ります。

平成21年度事業計画・予算など決定

新会長に松尾勇氏(日の出町)を選任

東京都農業委員会職員研究会通常総会開く

東京都農業委員会職員研究会は、5月22日に南新宿ビルにて平成21年度通常総会を開きました。

通常総会は、小金井市の高杉幸雄氏が議長に就任し、

- ①平成20年度の事業報告・決算
- ②平成21年度の事業計画・収支予算などを決定しました。

また、会長の退職に伴う役員欠員による補充が行われ、会長に松尾勇氏(日の出町)が選出されました。

総会終了後は、役員会が開かれ、平成21年度の共通研究テーマについて、①農地法の一部改正に伴う課題の整理、

農委法・農地法・猶予制度・生緑法など 農業委員会職員を対象に研修会開く

東京都農業会議

都農業会議は、農業委員会職員などを対象とした基礎研修会を開きました。

4月15日には、農業委員会職員研修会を開き、①農業委員会法の概要と業務、②農地法の概要、③農業委員会の役割について説明しました。

4月30日には、生産緑地法・相続税等納税猶予制度基

礎研修会を開き、生産緑地法の概要と農業委員会の役割、相続税等納税猶予制度の概要と農業委員会における証明事務などについて説明しました。さらに、制度の理解を深めるため、6月5日には相続税納税猶予制度実務研究会、6月26日には、生産緑地制度研究会を開く予定としています。

7月の日程

- 7・3(金) 女性委員等研修
- 7・17(金) 第4回常任会議
- 7・30(木) 31(金)

夏季地区別検討会

- 6・29(月) 北多摩南部地区
- 6・30(火) 北多摩西部地区
- 7・6(月) 北多摩北部地区
- 7・7(火) 島しょ地区
- 7・8(水) 区内地区
- 7・9(木) 西多摩地区
- 7・13(月) 南多摩地区

農業委員研修

- 7・21(火) 西多摩地区
- 7・22(水) 南多摩地区
- 7・24(金) 区内地区
- 8・7(金) 北多摩地区